

四国中央市業務改革（BPR）支援業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市業務改革（BPR）支援業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和 5 年 5 月 1 日

四国中央市長 篠原



1 業務の概要

(1) 業務名

四国中央市業務改革（BPR）支援業務

(2) 業務の内容

本業務は、四国中央市が安定的な行政サービスの提供や新たな行政課題に対応し、持続可能な行財政運営を行うために、現在の業務量や業務遂行における課題を把握し、業務の効率化に向けた検討及び分析を行い、改善施策の提案及び移行方針の作成等を行うことを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 15 日まで

(4) 提案上限額

一金 9,900,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 入札参加資格審査申請書（令和 5・6 年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（業務委託）をいう。以下同じ。）を提出している者又は入札参加資格審査申請書を令和 5 年 5 月 22 日（月）午後 5 時までに提出する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 16 年四国中央市告示第 35 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 過去（当該年度も含む。）に官公庁において、業務改革（BPR）における同種又は類似業務を完了した実績を有すること。

3 手続等

(1) 担当部局

四国中央市役所政策部政策推進課政策推進係

住 所 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電 話 番 号 0896-28-6005

F A X 番 号 0896-28-6057

電子メールアドレス seisaku@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の配付期間、場所及び方法

公告の日から令和5年5月29日（月）までの期間において、市公式ホームページ（<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）からダウンロードすること。

(3) 参加表明書の提出

公告の日から令和5年5月29日（月）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までに上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

(4) 企画提案書及び価格提案書の提出

第1次審査の結果を通知した日の翌日から令和5年6月12日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時までに上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市業務改革（BPR）支援業務受託者選定委員会において、優先交渉権者等を選定するものとする。

5 随意契約に係る見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係る見積書を徴取するものとする。

6 その他

その他詳細については、四国中央市業務改革（BPR）支援業務企画提案実施要領による。